

個人情報保護審議会（第59回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成15年10月25日(土) 午前10時から午後0時15分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 7階 会議室 鶴

2 出席委員の氏名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 山下 淳  | 岸本 洋子 | 赤坂 正浩 | 伊藤 潤子 |
| 上羽 慶市 | 齋藤 修  | 藪野 正昭 |       |

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

|        |        |             |       |
|--------|--------|-------------|-------|
| 県民情報室長 | 浜田 充啓  | 個人情報・行政手続係長 | 白井 重孝 |
| 県民情報室  | 中谷 真紀子 | 県民情報室       | 桂 和久  |

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて(諮問受付番号15-4号案件)

(1) 利用停止請求権の創設について

(2) 開示請求に係る不開示基準の取扱いについて

(3) 開示、訂正及び利用停止請求に係る手続規定について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： まず、利用停止請求権に係る比較衡量基準について、事務局(県民情報室)より説明していただく。

事務局より、利用停止請求権に係る比較衡量基準について説明が行われた。

委員： 比較衡量基準を創設するのか、また創設する場合には、行政機関法と同様の規定とするのかについて前回より議論している。今回は、事務局において、利用停止を行う場合の具体的事例を調べていただいている。利用停止を行うことが必ずしも公共の利益の観点からみて適切でない場合の例として、「当該個人情報を再取得することが事実上不可能な場合であって、利用停止を行うと犯罪捜査等重大な公益目的の遂行に支障を及ぼす場合等」(藤原 静雄著「逐条個人情報保護法」175頁、弘文堂)と説明があった。再取得が事実上不可能な場合とは、死亡した場合と考えられる。

審議会では、審議していないが、公安委員会及び県警本部長が実施機関に入ってきた場合、犯罪捜査等の必要性から、利用停止を行うことが適切でない場合は、当然有り得ると考える。

各委員からご意見・ご質問を伺いたい。

- 委員： 行政機関法に準じて措置することでよいと考える。先程の事例は、全くの机上の空論でもなく、想定し得る事例である。
- 委員： 論点整理の1頁（基本的な考え方）で「社会通念上正当であると客観的に判断できる局面もあり得る。」と説明されているが、客観的に判断するのはだれか。
- 事務局： 当該個人情報保有している実施機関の所属長である。
- 委員： 社会通念とはあいまいな概念であり、比較衡量基準の創設の基本的な考え方で示すべき表現ではないと思う。
- 委員： 利用停止の例外規定は必要であると考え、判断する基準、判断者が誰かというのは、県民としては非常に大きな問題であると考えている。
- 委員： 単に瑕疵が軽微だからといって、利用停止をしなくてよいと問題ではないと考える。瑕疵が軽微なことよりも、重要なことは行政サービスで維持されている社会的な利益を考えると消去等の利用停止ができないということであり、そのことを明記しておく必要があると考える。
- 加えて、基本的な考え方で指摘しておくべきことは、利用停止請求に理由がある場合、原則は、利用停止ではなく、消去である。適正な取扱いを確保するために消去が難しく、利用停止でバランスがとれるという場合があり得ると考えるが、原則と例外を明確にしておく必要がある。私としては、原則消去で、必要であれば適法適正に再収集すべきであると考えている。
- 事務局： 基本的な考え方については、次回までに再考させていただく。
- 委員： 国の想定事例で誤った利用目的を告知してとあるが、故意か過失かという主観的要素を基準にしているのではないかと考える。
- また、世の中の悪質な事例の頻発を防止するために法律が制定された場合、法律による規制の対象事例は具体的である。しかし、個人情報保護条例のように創設的な条例は、想定事例が少なく、ある程度抽象的になることはやむを得ないと思う。
- 委員： 実施機関の処分について、不服申立ても用意されているので、ただし書きがあるからといって、すべて県民の不利益になるものではないと考える。ただし書に該当するということで利用停止決定をしなかった場合も不服申立てできるのか。
- 事務局： 不服申立てはでき、その場合、実施機関は審議会に諮問することになる。
- 委員： 利用停止請求があった場合の実施機関の対応としては次のとおり

である。実施機関としては、違法な取扱いをしていないので、請求を棄却する、違法な取扱いをしているが、ただし書きに該当するから利用停止をしない、違法な取扱いをしているが、消去せずに利用停止にとどめる。

なお、実施機関が、違法な取扱いに対応して、なんらかの措置を行ったが、請求者がその措置に不服がある場合にも不服申立てできると考えられる。

委員： 実施機関の決定自体に不服があるような場合には、不服申立てが可能であると考えますが、条文上は、明確ではない。

委員： 県民としては、求める措置を特定するのか。

委員： 行政機関法第38条の規定と同様の規定を設けた場合、実施機関としては請求された措置に限られるわけでない。請求した内容と対応が異なる場合には、不服申立ての対象となる。

委員： 行政機関法第38条のただし書きでは、「当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき」と限定している。瑕疵が軽微なものも条文の中に入っていると考えるとよいのか。

委員： 瑕疵が軽微であるかについては、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるという判断に入ってくる可能性はある。

委員： 「瑕疵が軽微で」という要件が入れば、県民の権利がより保障されると考える。事務の遂行に著しい支障をおよぼすおそれがあることを立証するのは、実施機関であるのか。

事務局： そうである。

委員： 限定的に解釈できる条文が望ましいと考える。つまり、実施機関が、利用停止を行わないときに証明すべき要件（瑕疵が軽微で、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき等）を条文に明記しておいた方が望ましいと考える。

委員： 基本的な考え方についてであるが、「社会通念上」、「客観的」という表現は使用しない方がよい。「瑕疵が軽微」という要件は、条文に入れるつもりであるのか、それとも、考え方に入れるのか。

また、瑕疵が軽微で、かつ、事務の目的が達成しえなくなってしまうとあるが、瑕疵が軽微でないが、著しい支障の場合はどのような対応をするのか考えておく必要があると思う。瑕疵が軽微でない場合に不服申立てがあった場合に、どのように対応するのかという問題がある。

事務局： 基本的な考え方は、事務の著しい支障がある場合に利用停止の例外措置をすることが、非常に限定されたものであるという考え方を示す必要があると考えて記載している。条文に軽微な瑕疵を入れることは考えていない。

委員： 基本的な考え方では、県民、実施機関の職員への指針となるべきことを示すべきである。ただし書きについては、きわめて例外的な

ものであり、その判断にあっては瑕疵が軽微かどうかや事務の目的が達成できないことによる支障の程度を考えるべきである。

では、極めて例外的、限定的な場合に、利用停止をしないということ行政機関法第38条ただし書きと同様の規定を条例におくことでよろしいか。

委員： 異議なし。

委員： 次に開示請求に係る不開示基準（「開示請求者（本人）の生命等侵害情報」）の取扱い等について事務局より説明していただく。

事務局より開示請求に係る不開示基準（「開示請求者（本人）の生命等侵害情報」）の取扱い等について説明が行われた。

委員： 現行条例は、未成年者であったとしても本人に意思能力がある限り、法定代理人よりも本人の意思を尊重するべきであるという考え方に基づき制定されている。審議会としては、現行条例第14条第2項ただし書きの本人関与の制度を存続する方向で検討している。

本人に意思能力が認められない場合、また、本人の意思能力とは関係なく、実施機関の判断で開示できない場合の具体例としては何かあるか。

事務局： 意思能力が認められない事例としては、児童虐待の相談記録、意思能力が認められて反対の意思表示をしない事例としては、高校生の健康診断の結果等で評価等情報に該当するという判断で、不開示になることはある。

委員： 意思能力が認められるのは、高校生くらいであるのか。

事務局： 概ね15歳を予定しているが、情報の内容によって異なってくる。

委員： 問題は、行政機関法第14条第1号の規定をおくかどうかである。

委員： 行政機関法第14条第1号の生命等侵害情報は、条例の評価等情報を含んでいるのか。

事務局： そうである。現行条例では、治療困難な遺伝子疾患の原因遺伝子を保有している場合は、個人の評価等情報に係る不開示基準で開示、不開示を判断することになる。先行7県においても、生命等侵害情報の規定を措置しなかった県にあっては、個人の評価等情報と未成年者・成年被後見人の生命等侵害情報に係る不開示基準を置いている。

委員： 行政機関法第14条第1号の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報というのは、非常に広い不開示基準であると考えられる。現行条例の不開示基準で、つまり、個人の評価等情報で対応するとすればその適用範囲が広いことを懸念する。

委員： 石川県個人情報保護条例第14条第8号は、「権利利益を侵害するおそれのある情報」、行政機関法第14条第2号の第三者にも同様の概念があるが、「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とどちらが広い概念であるのか。

- 委員： 権利利益を侵害するおそれの方が広いと考える。
- 委員： 行政機関法第14条第1号は、本人が開示請求を行って本人にも開示できない場合、法定代理人が請求して本人の権利利益のために開示できない場合の2つの場合を含んでいる条文であるが、石川県は2つを分けて規定している。石川県では、本人が請求を行って開示できない場合には、評価等情報により不開示となるのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 例にあった治療困難な遺伝子疾患の原因遺伝子を保有している情報が含まれている場合は不開示となるのか。
- 事務局： 今のところ、遺伝子疾患の場合のカルテ開示の事例はないため即断しかねる。ただ、個人の評価等情報により開示をしない場合は極めて限定的で、例えば、精神病の患者に対し、治療のため本人に正式な病名を告知していない場合に、カルテの開示請求があったときなどは不開示にする程度のものである。
- 委員： 今は、がん告知も、本人が望めば行っている状況にある。また、成績情報も開示の方向に向かっている。例えば、判事補採用の成績も本人が望めば、開示されている。
- 委員： 自己決定権が強くなってきており、本人が知りたいことについて開示の方向に向かっている状況がある。
- 委員： 開示請求者（本人）の生命等侵害情報の取扱いは、行政機関法と同様とするもの（A案）、石川、和歌山、宮崎の各県と同様とするもの（B案）、現行条例の考え方を維持するもの（C案）である。運用としては、現行条例であっても、行政機関法と同様の対応はとれる。ただ関係は整理しておく必要がある。
- 委員： 個人の評価等情報は、広い不開示基準となっている。最近は、開示について本人の意思を尊重する傾向にあるので、その流れを取り入れ、評価等情報について不開示の場合が限定的となる条文にしてはどうかと考える。
- 委員： 現実に運用で支障がなく、現行条例で対応できるのであれば、現行でもよいと考える。
- 委員： 立法技術的には、行政機関法第14条第1号は、1つの対応である。個人の評価等情報の適用範囲が広がることは、あまりのぞましいとはいえない。
- 委員： 行政機関法においては、法定代理人との利益相反の場合が別枠になっていないという違いがある。
- 委員： 石川県のように、未成年者の生命等侵害情報の規定をおくのも1つの対応である。現行条例のままであれば、意思能力がない場合の対応が問題となる。現行条例であれば、評価等情報、事務事業執行情報により対応している。石川県の条例では、本人に意思能力が認められるかにかかわらず、権利利益を害するおそれがある場合は不

開示という対応になる。

事務局： 石川県条例第14条第8号の規定を仮に、本県条例において創設する場合にあっては、「ただし、本人に反対の意思表示がない場合はこの限りではない」というような調整規定をおく必要があると考える。

委員： 現行では、遺伝子情報の開示について、個人の評価等情報により対応することになるが、審議会としては、不開示となる場合が、より限定的となる方向で、未成年者・成年被後見人と法定代理人との関係、本人の開示請求について再整理していただきたい。

委員： 開示、訂正及び利用停止請求に係る手続規定の調整について事務局より説明していただく。

事務局より開示、訂正及び利用停止請求に係る手続規定の調整について説明が行われた。

#### [ 論点 1 ]

委員： [ 論点 1 ] の基本的な考え方に、超法規的な対応とあるが、特段の事情から開示せざるを得ないとしても、開示できない場合、困ることになるのではないか。裁量的開示の規定がなければ、不開示とすべきであるが、特段の事情で開示すべきことが望ましいという事例に対応できない。

裁量的開示は、情報公開条例でも規定されている。第三者の個人情報に関わる場合には意見聴取をするのは、当然の対応であると考ええる。

裁量的開示の規定を設けることでよいか。

委員： 異議なし。

#### [ 論点 2 ]

委員： 現在、開示決定を通知する場合はどのような対応をしているのか。

事務局： 利用目的は書面に記載していない。

委員： 利用目的を明記することは、事務処理上負担になるのではないか。

事務局： 本県では、個人情報取扱事務登録簿を作成し、利用目的を明示しているため、事務処理上、大きな負担にはならないと考えている。

委員： 行政機関法の利用目的を本人に通知しない場合の具体例はあるのか。

事務局： 具体的例は聞いていない。

委員： 行政機関法の場合、本人以外からの収集、利用目的を明示しない形での収集がある。行政機関法では、収集時に本人に利用目的を明示しない収集もあるので、開示時にも利用目的を明示しないということで一貫性がある。

委員： 条例の場合第6条で本人収集、本人同意の下に収集を行っているため、行政機関法とは異なる制度である。したがって、利用目的を通知しない例外規定を設ける必要はないと考える。

委員： 条例は、本人収集が原則であり、利用目的を本人に明示するのは当然であるということで、運用されているのか。

事務局： そうである。

条例第6条第1項の「目的を明確にし」というのは、実施機関内部で目的を明確にするという趣旨である。目的を内部で明確にし、その上で本人から収集するのであるから、本人に利用目的を言うことは、条例規定によって求められたものであると考えている。

委員： 第三者から収集する場合にも明示するという理解か。

委員： 第6条の規定の趣旨は、本人収集が原則であり、収集の際に、利用目的を明示することは、暗黙の前提である。

開示時に利用目的を通知することは、付加的なものである。

事務局： 先行7県のうち5県において、個人情報の取得時の利用目的の明示規定とともに開示決定等における開示請求者への保有個人情報の利用目的も通知規定を措置している。

委員： 具体的な条文はどうなっているのか。

事務局： 例えば、富山県では、個人情報の制限ということで利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない、また利用の目的を明確にしなければならない規定を措置し、取得の制限として本人から取得しなければならないという規定をおき、利用目的を通知しなければならないという条例になっている。行政機関法の個人情報の保有制限規定と本県の本人収集の原則を併せて措置した条例となっている。つまり、本県の本人収集の原則を補完するために、本人から収集する際には、利用目的を明示しなければならないという条文となっている。

本人収集の原則を規定した上で利用目的の明確化規定が必要かについて富山県と静岡県に照会したところ、適正な個人情報の収集に資するために、利用目的を本人から収集するときであっても通知するという判断で、本人収集と利用目的の明示規定を措置したと回答があった。

委員： 問題は、収集にあたって利用目的を明示する規定をおくかということと、開示にあたって利用目的を明示する規定をおくかということである。

また、行政機関法の直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するとき、という限定を条例で措置するかという問題もある。

事務局： 行政機関法が、書面に記録された個人情報に限定したのは、個人情報の取扱い規定の対象情報が保有個人情報で、書面であれば自動的に保有個人情報になるためである。

委員： 行政機関法は、保有個人情報に限定して目的外利用提供などの取扱い規定の対象としているのか。

事務局： そうである。

- 委員： 現行条例は、収集目的の明確化や本人収集の原則をおいているが、運用としては、本人収集の場合であっても、利用目的を通知している場合としていない場合がある。ただ、本人から収集することで、本人から収集目的を聞かれれば、言うということは担保されている。
- 委員： 条例第6条は現行のままで、開示請求について、例外規定を設けず、利用目的を通知する条文にした場合に、何か支障はあるのか。
- 委員： 開示にあつての利用目的の通知に関する規定を設ける場合は、行政機関法第18条ただし書きと同様の規定を設ける案を検討しているのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 行政機関法第4条は、本人から直接、書類の提出を受けるという趣旨か。
- 事務局： そうである。
- 委員： 行政機関法第4条第4号の取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときとは、許認可等申請の場合が想定できる。
- 委員： まずは、開示請求のときの問題ではなくて、収集の時に行政機関法第4条の利用目的の明示の取扱いを措置するかという問題である。富山県等のように、本人収集の原則を維持したいと思うが、本人から直接書面で収集する際に利用目的を明示するという規定を設ける必要があるのか、その場合に国のような例外規定を設ける必要があるのかについて検討していただきたい。そのことを前提として、開示請求の際に利用目的を明示するのか、また利用目的を明示しなくていい場合を想定する必要があるのかについて議論することになる。
- 行政機関法第4条第2号、第3号の想定事例を示していただきたい。

[ 論点3 ]

- 委員： 委員会等についてはどのような対応になるのか。
- 事務局： 委員会等は、地方自治法上、過料を科すことができない。そのため、知事が過料を科すことになる。教育委員会に対して、偽り、不正な手段により開示請求をした者がいる場合、法制上、知事が地方自治法の総合調整権を行使し、過料を科すことになると想定している。
- 委員： 独立行政法人の場合は、どうなるのか。
- 事務局： 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第54条に、過料の規定がある。
- 委員： 行政機関法第57条の10万円の根拠は何かあるのか。
- 事務局： 住民基本台帳法の不正な手段による住民票の写しの交付を受けた場合とのバランスを図ったのではないかと考えている。
- 委員： 本人確認は厳格に行われているので、偽り、不正の開示は困難であると思う。法制的には、他の実施機関についても知事が行うのか。



事務局： そうである。

委員： 委員会の方から、知事に報告がある形式か。

事務局： 手続については、まだ協議していない。依頼等があって知事が過料を科すことになるのではないかと考えている。

委員： 開示請求の時点、開示を実施する際に、実施機関としては本人確認を適切に行って、成りすまし等により、本人以外に個人情報が開示されないように事務処理をしていかなければならない。その上で、成りすまし等を防止するため、行政機関法等に倣い、法律上可能な範囲で、過料を設ける方向で検討することideいかがか。

委員： 異議なし。

## 6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第59回）資料